

# 公立大学法人下関市立大学非常勤講師の報酬及び費用弁償に関する規程

平成19年4月1日

規程第40号の2

改正 平成20年3月16日規程第16号

平成20年6月3日規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）の非常勤講師の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 非常勤講師の報酬の額は、別表区分の欄に掲げる非常勤講師の区分に応じ、同表に定める授業1時限当たりの額に、当該非常勤講師が授業（定期試験の実施を含む。以下同じ。）を行った時限数を乗じて得た金額とする。

(費用弁償)

第3条 非常勤講師が下関市立大学（以下「本学」という。）の授業のために所属（他大学等に所属している者の当該所属先をいう。以下同じ。）又は住居と本学との間を往復したときは、費用弁償として通勤手当を支給することができる。

2 前項の規定により支給する通勤手当は、理事長が最も経済的かつ合理的と認める経路及び方法により算定し、その額は、公立大学法人下関市立大学職員等旅費規程（以下「旅費規程」という。）に規定する額とする。ただし、旅費規程第9条に規定する日当は、支給しない。

3 所属を有する非常勤講師については、当該所属の所在地から本学所在地までの距離と、当該非常勤講師の住居から本学所在地までの距離のうち、いずれか短い距離で算定した通勤手当を支給する。

4 集中講義等を担当する非常勤講師について、宿泊を要すると理事長が認める場合には、1泊につき13,100円を通勤手当に加算する。

(報酬等の支給)

第4条 第2条に規定する報酬及び前条に規定する費用弁償（以下「報酬等」という。）は、その授業に従事した月の翌月15日までに支払う。

2 非常勤講師から申出があったときは、その者に対する報酬等の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、非常勤講師の報酬等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 6 日規程第 16 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 3 日規程第 33 号）

この規程は、平成 20 年 6 月 3 日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学非常勤講師の報酬及び費用弁償に関する規程第 3 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

区 分		授業 1 時限当たりの額
1	他大学において教授の職を有するもの又はかつて本学若しくは他大学において教授の職を有していたもの	12,200円
2	他大学において准教授の職を有するもの又はかつて本学若しくは他大学において准教授の職を有していたもの	10,400円
	外国人講師で、他大学に属していないもの又はかつて本学若しくは他大学に属していなかったもの	
3	上記以外のもの	9,200円

附 則（平成 20 年 3 月 6 日規程第 16 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。